

第 25 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 25 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 令和元年 10 月 25 日 午後 1 時 54 分開会
会議場所 大船渡市役所：第一会議室

議事日程第 1 号

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 書記及び議事録署名人の指名
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
日程第 4 議案第 1 号 大船渡市農業委員会事務局職員の異動発令に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第 5 議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 7 議案第 4 号 農地に該当するか否かの判断について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 9 名）

議長	菊地 英浩君	1 番	金野たか子君
2 番	鈴木 力男君	3 番	古内 嘉博君
4 番	中村 亨君	5 番	廣澤 恵美君
6 番	細谷 知成君	7 番	藤原 重信君
8 番	欠 員	9 番	熊谷 玲子君

（農地最適化推進委員 10 名）

〔大船渡地区〕	大船渡地域	佐藤 優子君	末崎地域	尾形 正男君
	末崎地域	村上 優司君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 和雄君	立根地域	今野八重子君
	日頃市地域	木村マリ子君		
〔三陸町地区〕	綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	岡澤 成治君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（0 名）

事務局出席者

局長	飯田 秀 君	局長補佐	細谷 真実君
係長	羽根川恵一君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

午後 1 時 54 分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻少し前ではございますけれども、全員揃いましたので、これより第 25 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。改めまして第 25 回農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。台風 19 号により市内においてもあちらこちらで崖崩れや床下浸水など、多数の被害がありました。被害に遭われた方にこの場を借りてお見舞い申し上げます。

さて、今月 18 日付けの全国農業新聞 1 面に、本格始動、正念場迎える農委会という見出しがありました。人・農地プランの実質化について書いてありました。抜粋しますと、人・農地プランは、いわば地域農業の未来を描く設計図だ。農業者が地域農業の展望を話し合っ、中心的な経営体や農地利用のあり方などを明確にし、公表する農地中間管理事業の推進に関する法律の改正により、農業委員会は市町村の行うプランに協力することが法律に明記されております。実質化の要件には①対象地区で農地利用に関するアンケートを実施。②農業者の年齢分布や後継者の有無などの現況を地図上に見える化。③中心経営体の農地集約化の方針を作成。となっております。地域が現状と課題を自己分析し、誰が地域の農業を担うのか合意形成することが重要となります。そしてプラン策定はゴールではなく、その先の農地利用の最適化に向けた準備運動だと書いてありました。我々農業委員会も農地パトロールが終わり、既に回収しているところもありますが、これから意向調査に各農家を歩かなければなりません。同日の新聞に、浅野推進委員の記事が載っておりました。初めて参加した研修会で農業会議の当時の会長が、農家とのコミュニケーションが大事という言葉が強く印象に残った。また農地パトロールに取り組む中で、農家とのコミュニケーションを通じ、地域の農地利用の現状や課題を把握する必要性を強く感じるようになったと語っております。私も今回の意向調査で普段あまり話さない農家とのコミュニケーションをとる良い機会と考えております。アンケートを郵送するのは楽ですが、回収率が半分にも満たなく、また回収できたとしても正しい解答が得られないのが現実です。そのため各農家を個別訪問することにしたのは、皆さんも知っていると思います。大変な仕事とは思いますが、お願いいたしまして挨拶いたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は 9 名、推進委員は 10 名であります。

○議長（菊地英浩君） 次にこれまでの経過と今後の日程について、飯田事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（飯田秀君） それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。初めに 9 月 25 日開催の第 24 回総会以降の経過報告でございます。10 月 15 日には盛岡市で第 43 回岩手県農業会議常設審議委員会が開催されました。審議委員

である菊地会長と細谷補佐が出席をしております。先月開催の総会において許可相当と決した追認案件1件について諮問し、異議なしとされましたので、その後、許可証の交付を行っております。

次に次回総会までの行事予定でございます。10月31日と11月1日の2日間、岩手県都市農業委員会会長会優良先進地視察がございます。会長と私が参加をしております。次に11月7日に岩手県農業委員会大会が都南文化会館キャラホールで開催されます。委員の皆様、事務局職員16名が参加する予定となっております。なお詳細につきましては総会終了後に事務連絡で説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。また同日には市政功労者の表彰式が開催されます。会長が農業委員大会に出席する関係がございますので、熊谷職務代理者に出席をお願いしております。18日には岩手県地域農業マスタープラン実質化・実践推進大会を開催することとなりまして、急遽ですね、会長と私が出席することになりました。次に次回の第26回農業委員会総会は11月25日を予定しておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。なお行事などで不明な点につきましては、事務局までお問い合わせをいただきたいと存じます。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の羽根川恵一係長、議事録署名人には7番藤原重信農業委員、9番熊谷玲子農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は4件です。1番、登記地目畑及び田、現況地目山林、畑、宅地及び田。合計5,032.98㎡。相続による権利の取得。9月11日届出、9月11日受理。次のページをお開

きください。2番、登記地目畑、現況地目畑及び雑種地、3,198㎡。相続による権利の取得。9月17日届出、9月17日受理。3番、登記地目現況地目ともに畑、1,691㎡。相続による権利の取得。10月4日届出、10月4日受理。次のページをお開きください。4番、登記地目畑及び田、現況地目畑及び雑種地、面積合計13,543㎡。相続による権利の取得。10月9日届出、10月9日受理。以上です。

○議長（菊地英浩君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号大船渡市農業委員会事務局職員の異動発令に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 5ページをお開きください。議案第1号大船渡市農業委員会事務局職員の異動を発令することについて、大船渡市農業委員会規程第10条第1項の規定に基づき別紙のとおり会長が専決処分をしたので、同条第2項の規定により本委員会に報告し承認を求めるものです。理由、令和元年10月1日付け大船渡市職員人事異動に際し大船渡市長より協議を求められたが、異動内示日の9月30日までに農業委員会総会を招集することが困難であるため、会長が専決処分したものです。

次のページに専決処分書の写しがございます。7ページをお開きください。令和元年10月1日付け大船渡市農業委員会事務局職員異動発令。異動後、生活福祉部国保年金課主任。異動前農業委員会事務局主任。氏名、福田陽介。市長部局出向。以上です。

○議長（菊地英浩君） 専決処分した私からも説明させていただきます。福田主任は4月に農業委員会に配属になりましたが、農地パトロール等の業務が本格化する7月頃から体調不良になりまして、9月初めには産業医の指示で3週間の病気休暇をとって療養していたところです。復職にあたり産業医が福田主任と面談を行い、農業委員会での勤務が困難と診断されたことを踏まえ、総務課で市役所内の人員配置状況を勘案し異動させることにしたとのことでした。農業委員会での継続勤務は更なる病気休暇の延長が予想されますので、この度の人事異動はやむを得ないものと判断したところであります。なお事務局では10月1日付けで臨時職員1名を配置し対応することになった次第であります。

それでは議案第1号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。3番古内委員。

○3番（古内嘉博君） 補充はないんですか。

○局長補佐（細谷真実君） 臨時職員で。

○3番（古内嘉博君） 正職配置はないんですか。

○局長補佐（細谷真実君） 年度途中ですので。

○3番（古内嘉博君） はい、わかりました。

○議長（菊地英浩君） その他ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号について本委員会において報告のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号大船渡市農業委員会事務局職員の異動発令に係る専決処分の承認を求めることについては本委員会において報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第5、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 8ページをお開きください。議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は5件です。1番、登記地目、現況地目ともに畑、573㎡。賃貸借。経営規模拡大のため。受入世帯の稼働人員1人中1人。大型機械は運搬車1台、耕運機1台を所有しております。貸借期間は許可の日から10年となります。2番、登記地目、現況地目ともに畑、705㎡。売買。経営規模拡大のため。受入世帯の稼働人員1人中1人。大型機械は運搬車1台、耕運機1台を所有しております。次のページをお開きください。3番、登記地目田、現況地目畑、234㎡。贈与。経営規模拡大のため。受入世帯の稼働人員2人中2人。大型機械は耕運機1台を所有しております。4番、登記地目、現況地目ともに田、1,200㎡。使用貸借。経営規模拡大のため。受入世帯の稼働人員は2人中2人。大型機械は耕運機1台を所有しております。貸借期間は許可の日から3年です。5番、登記地目畑及び田、現況地目畑、5,627㎡。使用貸借。息子に経営委譲していた農地を改めて経営委譲したい。農業者年金受給者です。定年退職後に向け、自家用路地野菜や果樹の栽培を行うため。受入世帯の稼働人員4人中4人。大型機械は軽トラック1台を所有し、耕運機を1台リースしております。貸借期間は、許可の日から10年間です。詳細については事前に配付してある調査書に記載されております。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番と2番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域(浅野幸喜君) 推進委員の浅野です。1番と2番について報告をします。初めに権利種別が1番は賃貸借、2番は売買となっておりますが、報告にあたっては譲渡人、譲受人として報告をさせていただきます。調査は10月20日、譲受人からの聞き取りと現地の確認を行いました。なお譲渡人は現在、入院加療中で、自宅には子供さんしかいなかったため聞き取りは行なっておりません。現地の状況と申請に至った経緯ですが、2番は譲渡人の父親が亡くなってから、長い間耕作放棄されていましたが、20年ほど前から譲受人が借り受けて自家用野菜を耕作しているところで、今般、譲渡人から、自分

は病気療養のため今後も耕作できるような状況ではないことから、譲っても良いとの話があり、譲受人は息子さんとも相談し譲り受けることにしたとのこと。しかし譲受人には自己所有の農地はなく、耕作している農地も譲受け予定の土地だけであり、これだけでは当市が定める別段面積の 10a に満たないことから、現在譲渡人が 6～7 割ほど耕作している土地を借受け、全部を自家用の野菜畑として耕作することにしたとのこと。なお譲受人は現在、市内の会社に勤めていますが、定年が間もないことから、退職後は農業に専念したいと思っているとのことです。以上でございます。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第 2 号 1 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 2 号 1 番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号 1 番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第 2 号 2 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 2 号 2 番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号 2 番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第 2 号 3 番と 4 番について 6 番細谷知成農業委員からお願いします。

○6 番(細谷知成君) 6 番細谷です。議案第 2 号の 3 番と 4 番につきまして 10 月 23 日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。まず 3 番についてですけれども、現況は耕作されている野菜畑です。周辺の状況ですけれども、東側は国道、西側は水路、北側と南側は宅地で、南側は譲受人の自宅であります。申請に至った経緯ですけれども、譲渡人は譲受人の兄にあたり、東京在住で農地の管理ができないため、譲受人に管理を任せ、譲受人は自家用の野菜を作ってきました。今般、譲渡人より当該地を今後も管理できる見込みがないため、この土地を譲るという話を受けたため、申請することとなったということでございます。譲受人は今後も自家用の野菜畑として使用していきたいと考えているということでございます。3 番については以上です。

続きまして 4 番ですけれども、現況は草刈りの管理がされている休耕田です。周辺の状

況ですけれども、東南側は山林で、それ以外は荒れた休耕田に囲まれている状況です。申請に至った経緯ですけれども、申請地は借受人の姉にあたる貸付人が数年前にこの土地を相続してから、貸付人が遠方に在住しているため借受人に管理を任せ除草管理をしてきましたが、これから借受人がこの土地に梅の木を植樹して梅の栽培をしていきたいと考えており、今回の申請に至ったということでございます。議案第2号の3番と4番の報告については以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号4番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号5番について5番廣澤恵美農業委員からお願いします。

○5番（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号5番について報告します。23日に現地調査を実施しました。周辺は杉林となっています。申請地の現況は、よく草刈り管理された状況となっていました。貸付人と借受人とは親戚同士であり、今回、借受人が定年退職後に自家用の野菜などを耕作したいということで、申請に至ったとのことでした。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号5番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号5番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第6、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 10ページをお開きください。議案第3号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は3件です。1番、登記地目、現況地目ともに畑、914㎡。賃貸借。転用目的・施設等、仮設事務所平屋建1棟60㎡、駐車場20台。総事業面積は宅地もあわせての面積ですが、1,873.98㎡。転用理由、当該地を県道改良工事用として使用する。平成30年10月20日から令和2年9月30日までの一時転用。これは追認案件になります。古内委員が農地パトロールの際、指導した案件になります。2番、登記地目、現況地目ともに畑、537㎡。使用貸借。転用目的・施設等、居宅2階建1棟63.88㎡、駐車場3台。実家に同居しているが、家族も増え手狭になったため当該地に建築し独立したい。次のページをお開きください。3番、登記地目、現況地目ともに畑、537㎡。売買。転用目的・施設等、居宅2階建1棟63.34㎡、駐車場3台300㎡。転用理由、住宅を新築するため。立地基準については3番については第3種農地のため許可基準を満たしております。1番、2番については第2種農地に該当し、他の土地では代替性がないため許可基準を満たしております。一般基準については、資金の確保について1番は既に施工してある追認案件であるため資金は確保済みであり、2番、3番については金融機関からの残高証明書等により資金の確保を確認しております。なお1番については始末書の提出がございましたし、原状復旧に関しては黒土を盛って原状復旧をする予定とのことを確認しております。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について3番古内嘉博農業委員からお願いします。

○3番(古内嘉博君) 3番古内です。事務局から話があったとおりになんですけれども、今言ったように、農地パトロール中に、ここは畑だったんだがなということで地図をもって確認したところ。現場責任者によると、貸付人と、終了後に原状復旧すればいいのではないかとということで、転用手続きをしなかったとのことでした。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。なお、ただいま許可相当と決定した案件については追認案件のため岩手県農業会議に諮問

し、異議なしとの答申を受けた後の許可となります。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号2番について5番廣澤恵美農業委員からお願いします。

○5番(廣澤恵美君) 5番廣澤です。申請番号2番について報告します。23日に現地調査を実施しました。周辺は住宅地となっています。借受人は現在、実家で同居していますが、手狭になったため、実家の南側にある当該地を借りて居宅を建築し独立したいとのことでした。申請地の南側に隣接する農地はありますが、日当たりなど、問題は特にないものと考えられます。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号3番について4番中村亨農業委員からお願いします。

○4番(中村亨君) 4番中村亨です。3番について報告いたします。24日に現地確認し、譲渡人が地元にはいないため不動産屋と、譲受人本人が不在のため実家の母親に話を聞いてきました。譲渡人は地元に戻ることは考えておらず、農地は弟さんが時々草刈りをしているということですが、ほしい人があれば全部を売ってしまう方向であるということです。譲受人は実家から独立し、たまたまこの周辺で自宅を建築できる土地を探していたところ、前に交渉していた方がキャンセルしたことにより、ここと決定したという流れだそうです。周辺は宅地化が進んでいるところで、津波後の移転住宅等、小学校、子供園も近くにできているところです。作付けされている農地はなく、障害となるものはないと見られました。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第7、議案第4号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 議案第4号に入る前に一部訂正をお願いいたします。13ページ、非農地リストの合計が35筆となっているところが1筆減りまして、34筆に訂正してください。34筆に訂正。それから合計面積が46,941㎡のところ、44,433㎡に訂正をお願いいたします。34筆、44,433㎡が今回の非農地リストの合計です。そして14ページをそのままお開きください。32番、これは先月終了しておりますので、非農地判断しておりますので削除、全部削除ですね。32番一列を全部削除いたします。これは訂正いたします。申し訳ございませんでした。

それでは改めましてですね、12ページをお開きください。議案第4号農地に該当するか否かの判断について。農地法の運用について第4(1)に基づき、「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものです。

次のページに非農地リストがございます。総計は34筆、44,433㎡の非農地判断を求めるものです。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の推進委員から当該地の現況について説明をお願いします。初めに大船渡町下船渡地域から末崎町山岸地域について大船渡地区末崎地域村上優司推進委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域(村上優司君) 推進委員の村上です。それでは議案第4号農地に該当するか否かの判断について非農地リスト1番から25番までについて調査結果をご報告いたします。件数が多いので一括ご説明を申し上げます。市内どこの地区、地域にも共通することですが、戦後、家族が多く食糧難で、荒地や山麓を開墾し食糧の確保に努めてまいりましたが、昭和40年代に入りますと高度経済成長期に入り、店頭には豊富な加工品や野菜が並び、お金さえあれば何でも手に入る時代となりました。自営業から会社勤めと勤務する人が増え、農業後継者が減少。また耕作している方も合理化が進み、次第に耕作放棄地が増加いたしました。1番から25番まで同じような状態で目通し、目の高さですが、直径30cm以上の杉や松の木が生い茂っており、また雑木が茂り、中に入ることができないところもあります。適用外証明書の申請書をいただく際、遊休農地それから耕作放棄地解消が一番の目的でありますので、農地復旧を働きかけておりますが、人力では復旧が困難で、重機を入れるにしても傾斜地で道幅も狭く、また他の土地を跨がなければ重機も入れられず、たとえ畑に復旧したとしても担い手がおらず難しい現状です。11番は農振地区内にありますが、飛び地で雑木が生い茂り重機を入れることもできず、娘夫婦も勤め人で担い手もなく、農地復旧したとしても困難な状態であります。25筆、現況にあわせて非農地と判断し、農地法の適用外証明願いをお預かりいたしました。農業委員会の職員2名同行の上、60筆ほど現地確認をしておりますが、適用外証明願いをいただくこととなると、所有者が既に死亡しており、その方の居場所もわからず、宮城県や関東方面と多くの方が移住して

おります。また住所不明者も多くおられ、今回は 25 筆となりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に末崎町上山地域について大船渡地区末崎地域尾形正男推進委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域(尾形正男君) 推進委員の尾形です。議案第 4 号農地に該当するか否かについて 26 番、27 番、28 番について報告いたします。一括で報告します。いずれの土地も木が生えていて雑木林のようになっており、農地に復旧するのは困難と思われます。また所有者の意向を事務局に確認してもらったところ、他の地域に住んでいるので農地として活用する予定はないとのことです。以上です。よろしく申し上げます。

○議長(菊地英浩君) 次に立根町について大船渡地区立根地域今野八重子推進委員からお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員(今野八重子君) 推進委員の今野です。29 番から 31 番について調査報告いたします。10 月の 7 日午前 10 時頃から事務局の飯田局長と今野さんと現地の確認をいたしました。29 番は数年前まで草刈りに通って管理していたようですが、鹿の食害と、あと所有者が体調を崩し草刈りにも行けなくなり、山林化してしまったということです。30 番は竹が密集している状態です。所有者は、たぶん数年前のことだと思うんですが、現地を見に行かないでいたら、いつの間にか竹が生い茂っていて、そのまま放置してしまったということでした。31 番は所有者から年をとって何もできなくなってしまったから、農地から外してけろと申し出がありました。31 番は周りの山林と一体化している状態です。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に三陸町越喜来について三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員からお願いします。

○三陸地区越喜来地域(岡澤成治君) 推進委員の岡澤です。それでは番号そのままで 33、34、35 番についてご報告いたします。33 番の土地なんですけれども、これは 61 年頃に耕作をやめました。面積は 1,600 幾らとありますけれども、600 m²ぐらいは田んぼということで作ったわけですけれども、あとの 1,000 m²は傾斜地になりまして、木やいろいろなものが生茂ったということでございます。いずれ 51 年当時、転作補助ということで柿の木 15 本、それから栗の木 10 本植えたんですけれども、数年後には鹿の食害で、とても手がつけられなくなったということで、あとずっと草刈りをしながら管理してはいたけれども、ここ 4～5 年はもう手入れも行き届かなくなったという現状です。それから 34 番は、場所的に国道のすぐ近くなんですけれども、傾斜地が結構きついということと、それから国道の上から水が畑に流れてくるというようなことで、なかなか耕作ができなかったということで、昭和 41 年頃から耕作を辞めたということのようです。現状は栗の木とかが 1 本と、それから山藪の木を 3 本植えたんだそうですけれども、あとその他、雑木とかが太くなっているような現状です。それから 35 番、昭和 60 年頃から鹿の食害があり、所有者が亡く

なったというようにいろいろな条件で耕作放棄地になってしまったということなようです。いずれ娘さんが U ターンして、今、管理しているということですが、畑にするのは大変だということで今回の申請になったということです。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 4 号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 4 号について本委員会において全て農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 4 号農地に該当するか否かの判断については本委員会において全て農地に該当しないことに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第 25 回総会を閉会いたします。なお、引き続き事務局から連絡事項がありますので、そのままご着席願います。

午後 2 時 40 分閉会